

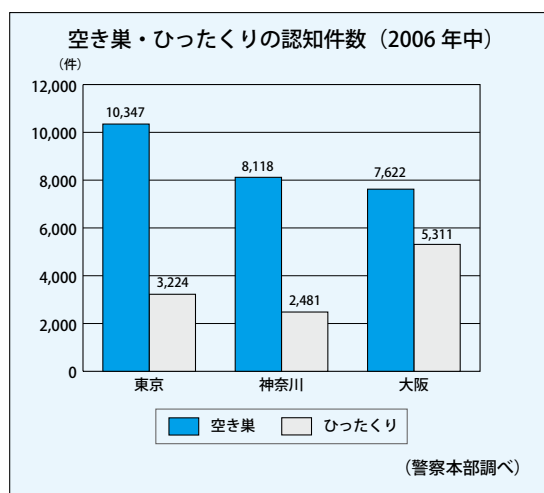
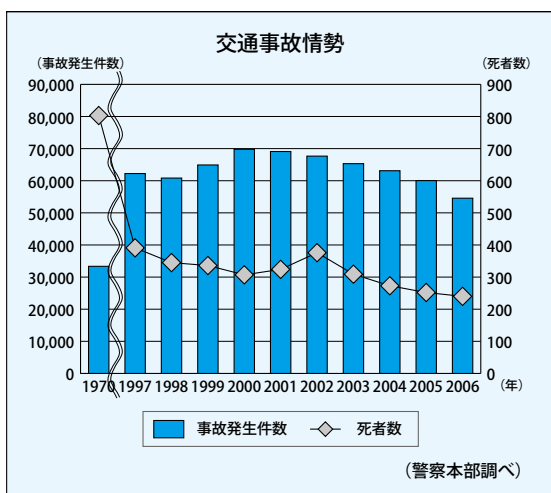
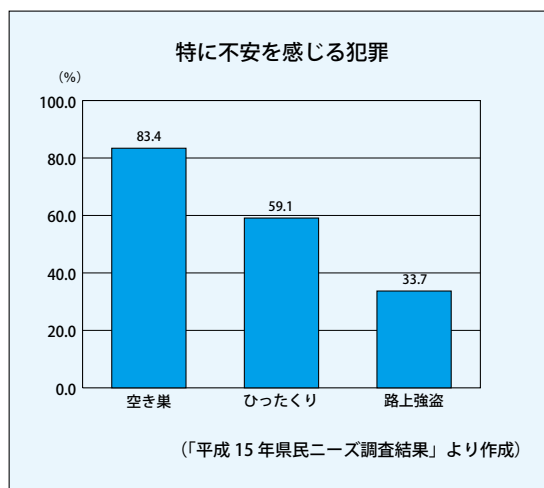
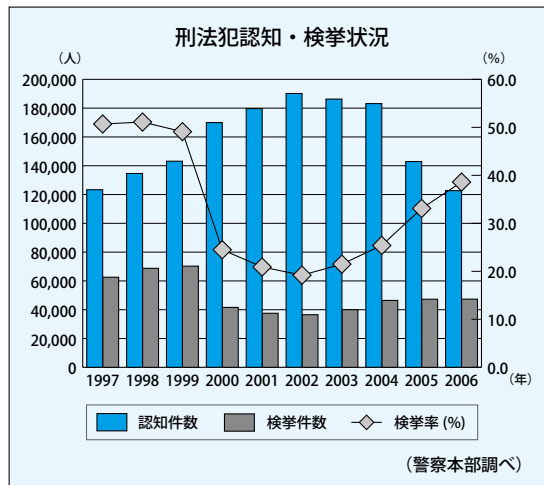
Ⅲ 安全・安心

現状と課題

○ 2006年の刑法犯認知件数*は前年に比べ大幅減となりました。

しかしながら、刑法犯認知件数は、全国5位と依然として高く、県民に身近な犯罪も多発しているため、「犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づく取組みを進め、安全で安心なまちづくりの実現をめざす必要があります。

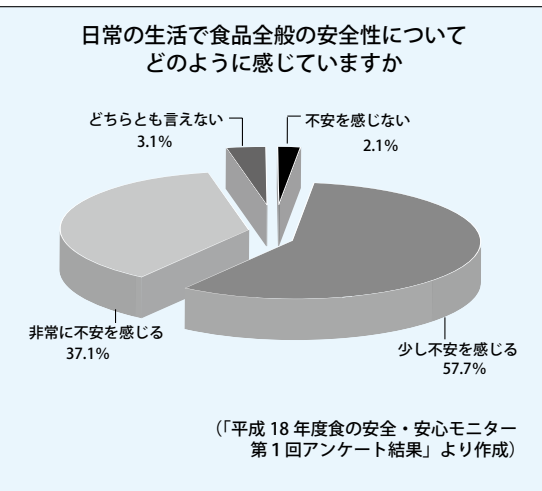
○ 2006年の交通事故発生件数は、減少傾向が続いていますが、年間、54,000件を超える交通事故により、240人の死者や甚大な社会的経済的損失が発生しているため、引き続き、交通安全対策を推進していく必要があります。



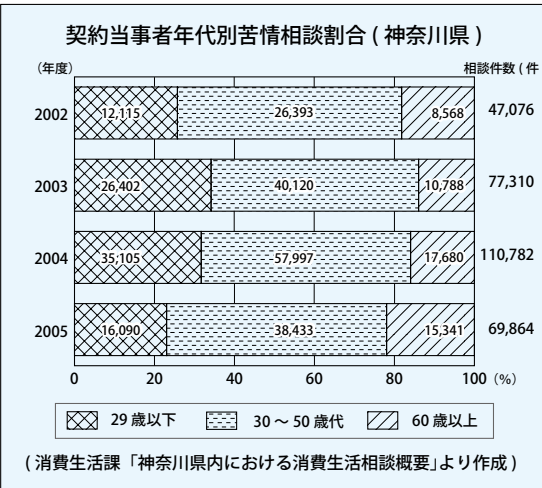
- 神奈川では、東海地震や神奈川県西部地震の発生の切迫性が指摘され、首都直下地震の発生も懸念されており、県民生活を一瞬にして破壊する大規模地震災害への備えや、局地的な集中豪雨など大雨に対する対応は喫緊の課題となっていることから、都市の安全性の向上、自然災害に強いまちづくり、災害時応急活動体制の強化及び災害時医療システムの充実強化にかかる施策を着実に推進していく必要があります。



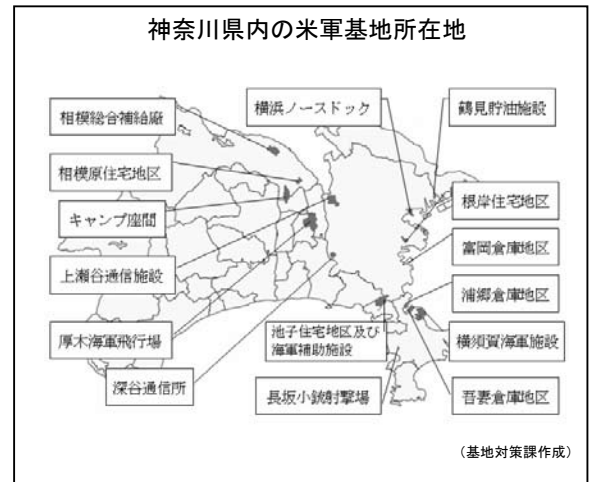
- 大規模食中毒、BSE、輸入野菜の残留農薬など、食の安全にかかわる問題の発生による消費者の不安は依然として解消されていません。食の安全を確保するための取組みを充実するとともに、安心して食生活を楽しむために、食の安全に関する情報提供が求められています。



- 近年、IT化や規制緩和の進展等により、新たな商品やサービス、取引形態などが出現し、それに伴い新たな消費者トラブルも発生してきました。一方、悪質商法は一層巧妙化し、特に、高齢者や社会経験の少ない若年者を狙うなどさらに悪質化しています。このため消費者被害の未然防止と救済に向けて、消費者教育や相談体制の充実、事業者指導などに取り組む必要があります。



○ 神奈川には、人口の密集している地域に15か所の米軍基地があり、住民生活に大きな障害をもたらしている厚木基地の空母艦載ジェット機による騒音問題など、県民生活やまちづくりに障害を与えていることから、基地の整理・縮小・返還を促進するため、国及びアメリカ側に働きかけることなど、周辺住民が安全で安心してくらせる環境の確保を図る必要があります。



施策の方向性

- 県民が身近に感じる犯罪や子どもが被害にあう事件、変化する社会情勢に応じて発生する新たな犯罪などの抑止と検挙活動に取り組むほか、防犯意識のさらなる向上や自主防犯活動の拡大・ネットワーク化を図るとともに、企業・団体や県民などと交通安全活動を一体的に進めることにより、安全で安心して生活できる地域づくりを進めていきます。また、犯罪被害者等への支援施策を総合的に推進します。
- 大規模地震や大雨による災害などへの対応力を強化するため、都市の安全性の向上、自然災害に強いまちづくり、災害時応急活動体制の強化及び災害時医療システムの充実強化に係る施策を着実に推進するとともに、国民保護対策などの充実強化を進めていきます。
- 食の安全を確保するため、食品の検査及び監視を充実し、情報提供などの促進を図るほか、公衆浴場などの入浴施設における衛生的な生活環境を確保します。また、消費者被害などの未然防止と被害救済支援体制の充実強化に取り組むことなどにより、県民生活の安心の確保を図ります。
- 基地対策の推進については、在日米軍再編協議^注の結果等を受け、基地の整理・縮小・返還に向けて、基地関係市に対し支援・連携しながら、国及びアメリカ側への働きかけを行っていきます。また、周辺住民が安全で安心してくらす環境の確保を図るため、厚木基地空母艦載ジェット機による深刻な騒音問題をはじめ基地に起因する様々な問題に対し、日米地位協定の見直しや適切な運用改善を求めることも含め、国へ働きかけるなどの取組みを進めます。

注 米軍の世界的な再編に伴う在日米軍及び関連する自衛隊の再編のための協議。平成 18 年 5 月 1 日に日米両国政府間で最終報告書が合意された。

施策の体系表

中柱	小柱	主要施策
1 犯罪のない安全な地域社会づくり	(1) 身近な犯罪に対する警察活動の充実	301 身近な犯罪の予防・検挙活動の推進
		302 事件・事故などへの迅速な対応
		303 犯罪から子どもを守る対策の強化
		304 繁華街・歓楽街の再生に向けた総合対策の推進
	(2) 犯罪のない安全で安心して生活できる地域づくり	305 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進
		306 犯罪被害者等への支援
	(3) 変化する社会情勢に対応した安全・安心確保	307 新たな形態の犯罪への対応
		308 新たな警備情勢への対応
	(4) 厳しさを増す犯罪情勢への取組み	309 悪質重要犯罪対策の推進
		310 組織犯罪対策の推進
		311 鑑識及び科学捜査活動の強化
	(5) 県民の安全を守る警察活動基盤の整備	312 警察施設・装備の整備
		313 警察基盤と現場執行力の強化
		314 高度情報化社会に対応した警察機能の強化
		315 生涯にわたる交通安全教育の推進
	(6) 安全で円滑な交通環境の確立	316 県民と一体となった交通安全運動・対策の推進
		317 交通安全施設などの整備
		318 効果的な交通指導取締りの推進
		319 適正な運転免許行政の推進
		320 交通捜査活動の推進
		321 暴走族総合対策の推進
322 建築物の安全性の向上		
2 大規模な災害などへの対応力の強化	(1) 都市の安全性の向上	323 石油コンビナートなどの防災対策の推進
		324 都市防災の推進
		325 緊急輸送路などの整備
		326 治水対策の推進
		327 海岸保全施設の整備
	(2) 自然災害に強いまちづくり	328 土砂災害防止施設などの整備
		329 水辺施設の保全の推進
		330 地震の防災対策関連研究の推進
		331 災害時情報収集・伝達体制の充実
	(3) 災害時応急活動体制の強化	332 市町村地震防災対策などへの総合的支援
		333 災害時広域応援体制の強化
		334 県民の防災活動への支援
		335 大規模災害時の治安維持体制の強化
		336 災害時の道路確保体制の強化
		337 被災建築物などの危険度判定実施体制の整備
		338 大規模災害後の復旧・復興対策の推進
		339 原子力災害対策の推進
		340 災害時医療救護体制の整備
	(4) 災害時医療システムの充実強化	341 広域災害・救急医療情報システムの整備・充実
		342 国民保護対策の推進
		343 危機管理体制の強化
3 生活の安心確保	(1) 安全で安心できる食の確保	344 安全で安心な食の確保
		345 浴場のレジオネラ症*発生防止対策の推進
	(2) 衛生的な生活環境の確保	346 動物愛護管理の推進
(3) 安全で安心できる消費生活などの確保	347 消費者被害などの未然防止と救済	
	348 基地の整理・縮小及び返還の促進	
4 基地対策の推進	(1) 基地の整理・縮小・返還・周辺対策の促進	349 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保

主要施策

1 犯罪のない安全な地域社会づくり

(1) 身近な犯罪に対する警察活動の充実

子どもが被害者となる事件を含め、県民が身近に不安を感じる犯罪が多発していることから、各種検挙活動やパトロール活動を強化し、事件発生時には迅速に対応することにより、事件の早期解決をめざして、県民が肌で感じる「体感治安*」の改善に努めます。

301 身近な犯罪の予防・検挙活動の推進（PJ13）	県民に身近な犯罪を抑止するため、検挙活動や交番機能を強化するとともに、自治会などの自主防犯活動への支援、犯罪の発生状況や防犯対策などの地域安全情報の積極的な提供など、防犯機能の高い環境づくりを推進し、県民が安心して暮らせる社会をめざします。
302 事件・事故などへの迅速な対応	事案の早期解決を図るため、初動捜査体制の整備、110番のオーバーフローの解消、空陸の機動力の確保（PJ13）、通信機能の充実により、緊急を要する事件・事故などに迅速・的確に対応できる体制を強化します。
303 犯罪から子どもを守る対策の強化	子どもを被害者とする凶悪犯罪が多発していることから、未来を担う子どもを「地域の方で子どもを犯罪から守る」という目的のもとに、老人クラブや母親クラブなどの子どもを見守る自主ボランティア団体の活動を支援するとともに、犯罪が起きにくい地域環境の整備（PJ13）を推進します。
304 繁華街・歓楽街の再生に向けた総合対策の推進（PJ13）	本来、市民が憩える「安心して、楽しめる」繁華街・歓楽街をめざし、街の迷惑、違法行為の取締りや未然防止活動など治安対策の取組みと、街の新たな魅力づくりなどの取組みを両輪とし、健全で賑わいのある繁華街・歓楽街の再生に向けた活動を促進するとともに、地域住民の自主活動への支援を推進します。

(2) 犯罪のない安全で安心して生活できる地域づくり

「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、安全で安心してらせる地域づくりを進めるとともに、犯罪被害者等への支援を充実させます。

305 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進	「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、安全・安心まちづくりに関する情報・相談・ネットワーク支援機能の拠点を設置し、県民の防犯意識のさらなる向上（PJ13）を図るほか、地域における自主防犯活動の拡大とネットワーク化（PJ13）や、犯罪に強いまちづくりなどを推進し、身近な犯罪の防止など刑法犯認知件数*の減少をさらに進め、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現をめざします。
306 犯罪被害者等への支援（PJ13）	平成17年4月に施行された「犯罪被害者等基本法*」などを踏まえ、県民、事業者、市町村などと連携・協力しながら、経済的支援等の実施、精神的・身体的被害の回復・防止、犯罪被害等への理解の増進、支援体制の整備など、犯罪被害者等の心情に配慮した支援施策を総合的に推進します。

(3) 変化する社会情勢に対応した安全・安心の確保

環境や社会情勢の変化により、今までになかった新たな形態の犯罪の発生に適切に対応するため、捜査手法の研究や科学捜査活動の強化など、体制の整備や各種法令の積極的な適用を図ります。また、テロなどの新たな警備情勢に的確に対応するため、NBCテロ*やサイバーテロ対策を推進します。

307 新たな形態の犯罪への対応	ストーカーや配偶者暴力事犯、サイバー犯罪や社会情勢を反映した生活経済事犯などの新たな形態の犯罪に迅速・的確に対応するため、捜査手法の研究や科学捜査活動の強化など、体制の整備や各種法令の積極的な運用を図ります。
308 新たな警備情勢への対応	テロなどの新たな警備情勢に的確に対応するため、関係機関との緊密な連携、実戦的な訓練の実施、装備資機材の充実などを推進し、テロ、ゲリラ、突発重大事案などに対する処理能力の向上を図り、県民の安全安心を確保します。

(4) 厳しさを増す犯罪情勢への取組み

捜査資機材の整備や積極的な合同・共同捜査を推進することにより、県民生活に多大な影響を及ぼしている悪質重要犯罪の検挙活動や来日不良外国人、暴力団等による犯罪組織の壊滅を図るとともに、銃器撲滅、薬物乱用防止対策を強化します。

309 悪質重要犯罪対策の推進	捜査体制を充実、強化し、県民生活に脅威を与えている重要犯罪、重要窃盗犯、悪質・巧妙な詐欺事犯などの悪質重要犯罪の抑止・検挙活動を強化します。
310 組織犯罪対策の推進(PJ13)	治安悪化の要因の一つである、暴力団をはじめ、薬物・銃器の密輸・密売組織、来日外国人犯罪組織による組織犯罪は、相互に複雑かつ緊密に連携しつつ犯罪を敢行しており、これら犯罪組織の壊滅を図るため、総合力を発揮し諸施策を強力に推進します。また、銃器・薬物の根絶に向けた県民意識の普及・啓発を図るため、関係機関・団体、県民と連携した銃器撲滅、薬物乱用防止対策を強化します。
311 鑑識及び科学捜査活動の強化	司法制度改革を踏まえ、より信頼性の高い客観的な資料に基づく、迅速かつ科学的な捜査活動を推進することにより、適正な検挙活動を図るため、犯罪鑑識及び科学捜査活動を強化します。

(5) 県民の安全を守る警察活動基盤の整備

県民生活の安全と平穏を確保するため、若手警察官の早期育成、捜査技術や専門知識の伝承など人的基盤を強化するとともに、複雑・多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、捜査支援システムの充実強化や活動の拠点となる警察施設や警察車両などの装備資機材を整備します。

312 警察施設・装備の整備	複雑・多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、警察活動の拠点となる警察署、交番等の警察施設や警察車両等の装備資機材を整備し、県民生活の安全・安心を守ります。
313 警察基盤と現場執行力の強化	大量退職、大量採用期を迎え、若手警察官等に対する捜査技法や専門知識の継承、現場執行力の強化と県央地区等での犯罪の多発に対応した、重点的な警察力の強化(PJ13)を図ります。また、警察職員を増員し、募集勧奨を強化するなど恒常的に人的基盤を整備します。
314 高度情報化社会に対応した警察機能の強化	新しい情報通信技術を積極的に導入し、システム基盤の整備を図り、警察署、交番等の警察活動を支援強化するとともに、各種電子申請手続きを拡大するなど県民サービスの向上に努めます。また、インターネット等を有効活用した広報、安全安心に関する情報提供の充実にも努めます。

(6) 安全で円滑な交通環境の確立

交通事故死傷者数を減少させ、安全・快適にして環境にやさしい交通社会の実現に向け、体系的な交通安全教育や道路交通のIT化、効果的な交通指導取締り活動などを推進します。

315 生涯にわたる交通安全教育の推進	幼児から高齢者まで、年齢階層に応じた交通安全教育を恒常的に実施していくため、関係機関・団体と協働・連携して体制、基盤などの整備充実を図り、生涯にわたる交通安全教育を計画的に進めます。
316 県民と一体となった交通安全運動・対策の推進	高齢社会を迎え、増加傾向にある高齢者の交通事故防止をはじめ、交通安全県民運動の推進に努めるとともに、事故発生状況に即した特別対策を通して、交通安全思想の普及をめざします。
317 交通安全施設などの整備	安全・快適にして環境に優しい交通社会を実現するため、交通管制システムの高度化をはじめ、バリアフリー対応型信号機等、見やすく分かりやすい標識・標示、歩道の設置、交差点の改良などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。
318 効果的な交通指導取締りの推進(PJ13)	県民を交通事故から守るため、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた効果的な交通指導取締りを推進するほか、県民が身近に不安を感じ、犯罪に利用されやすい、着色フィルム装着車両やナンバープレート隠蔽などの違反に対する取締りを強化します。また、警察の執行力を強化するため、新たな駐車対策法制による放置駐車違反取締りの民間委託枠を拡大します。
319 適正な運転免許行政の推進	県民の利便性を向上させるため、運転免許本部総合棟の整備や、更新免許証の即日交付実施警察署の拡大を進めます。 また、平成19年度以降大きく変わる免許制度に的確に対応するとともに、運転者の資質向上と迅速な行政処分、高齢社会の進展に対応した講習の実施等の運転者管理対策を推進します。
320 交通捜査活動の推進	交通秩序の回復を図るとともに、県民生活の安全と安心を確保するため、ひき逃げ事件、組織ぐるみで交通法令違反を敢行する企業犯罪事件、交通事故を仮装した保険金詐欺事件などに対する交通捜査活動を強化します。
321 暴走族総合対策の推進	交通秩序を維持し、県民の平穏な生活を確保するため、あらゆる法令を適用した取締りの強化、関係機関・団体などと連携した暴走族への加入防止及び暴走族からの離脱促進、地域における暴走族追放気運の醸成、い集・暴走しにくい道路環境の整備などを推進し、暴走族を許さない社会環境づくりを推進します。

2 大規模な災害などへの対応力の強化

(1) 都市の安全性の向上

公共施設及び民間住宅などの耐震化に取り組むとともに、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」に基づく石油コンビナートの防災対策の充実などを図ります。

322 建築物の安全性の向上	<p>県有の防災上重要建築物の耐震化を進めるとともに、民間住宅などの耐震診断及び耐震改修を促進（P J 14）します。また、市町村が行う民間住宅の耐震化に関する補助事業などに対し支援（P J 14）します。</p>
323 石油コンビナートなどの防災対策の推進	<p>「神奈川県石油コンビナート等防災計画」に基づき、石油コンビナートの防災対策を充実させるとともに、高圧ガス事業者などの自主保安活動の定着、促進を図るなど、石油コンビナート、高圧ガス施設などの防災対策を推進します。</p>
324 都市防災の推進	<p>「神奈川県都市防災基本計画」及び「市町村計画策定マニュアル」を改訂するとともに、「市町村都市防災基本計画」の策定を支援し、住民主体の防災まちづくりの促進を図ります。</p> <p>災害に強い安全なまちづくりに向けて、災害の発生時には避難地などとなる県立都市公園や、火災の延焼遮断帯、避難路となる都市計画道路の計画的な整備を進めます。</p>
325 緊急輸送路などの整備	<p>大規模地震などの発災時における各種応急対策活動を迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送路の整備や橋りょうの整備を行うとともに、橋りょうの耐震補強（P J 38）を行います。緊急輸送路と連携して緊急物資受入れを行う港湾・漁港の耐震化や機能充実などを進めます。</p>

(2) 自然災害に強いまちづくり

地域の地形や自然条件などに応じて、土石流*、地すべり*、がけ崩れ*などの土砂災害を防止するための施設の整備や大雨に対する安全性を高める河川整備を進めます。また、津波・高潮などから沿岸地域を守るための海岸保全施設の整備や漁港海岸の侵食防止対策を進めます。

326 治水対策の推進	<p>相模川等の骨格的な大河川については、100年～150年に一度の降雨に対して、安全となるように河川改修を進めます。</p> <p>また、境川などの中小河川については、4～10年に一度の降雨に対して安全となるように、河川、遊水地*などの整備を進めます。この中でも、過去に大雨で水害が発生し、都市化が著しく、特に早急な対策が必要な河川を都市河川*重点整備計画に位置付けて、整備を進めます。</p> <p>また、浸水想定区域図*の作成を進め、市町村の洪水ハザードマップ*の作成を支援（P J 38）します。</p>
327 海岸保全施設の整備	<p>津波、高潮、波浪などの自然災害から沿岸地域を守るため海岸保全施設の整備を進めます。</p> <p>また、津波浸水予測図の周知や情報看板の設置を進めるとともに、市町の津波ハザードマップ作成を支援（P J 38）します。</p>
328 土砂災害防止施設などの整備	<p>地域の地形や自然条件などに応じて、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害を防止する施設等の整備を進めます。</p> <p>また、土砂災害警戒区域*などの指定を推進し、市町村の土砂災害ハザードマップの作成を支援（P J 38）します。</p>
329 水辺施設の保全の推進	<p>洪水や波浪などに対する防御機能を保全するため、河川・海岸・港湾施設の適切な維持補修を行い、機能回復を図ります。</p> <p>また、既存の海岸施設及び港湾施設の適正な維持管理による施設の保全を推進します。</p>

(3) 災害時応急活動体制の強化

災害時における応急活動をよりの確に行うための災害情報管理システムの整備を進めるほか、「市町村地震防災対策緊急支援事業」により市町村が行う応急活動体制強化などの事業を支援するとともに、国や近隣都県などとの連携体制の強化を進めます。

330 地震の防災対策関連研究の推進	<p>神奈川県西部地震などに関する観測機能を強化し、質の高い観測データを活用した調査・研究を進めるとともに、これまで蓄積してきた様々な研究成果を生かし、県民への普及啓発を進めます。</p> <p>また、東海地震や神奈川県西部地震をはじめ神奈川で発生の切迫性が指摘されている地震や甚大な被害が想定される地震の被害想定調査を実施し、「神奈川県地震防災戦略（仮称）」を策定（P J14）します。</p>
331 災害時情報収集・伝達体制の充実	<p>災害に強い新たな防災行政通信網の整備、県民への情報提供も視野に入れた高機能な災害情報管理システムの導入（P J14）、道路・河川情報施設や通信指令機器の整備などにより、災害時の情報収集・伝達体制や県民への情報提供の充実に図ります。</p>
332 市町村地震防災対策などへの総合的支援	<p>地域防災力の向上を図るため、消防救急無線のデジタル化など県民に身近な市町村の行う地震防災対策に対する支援（P J14、38）を行います。また、消防業務の多様化や救急救命業務の高度化に対応する取組みを進めます。</p>
333 災害時広域応援体制の強化	<p>大規模災害の発生時における応急対応能力を高めるため、合同防災訓練の実施などによる国や近隣都県などとの連携体制の充実、広域応援用資機材の充実（P J14）、在日米軍との相互協力などにより、広域応援体制の強化を図ります。</p>
334 県民の防災活動への支援	<p>防災に関する知識の県民への普及啓発を図るとともに、自主防災組織や災害ボランティアの活動に対する支援（P J14）などを行い、地域防災力の向上を図ります。</p>
335 大規模災害時の治安維持体制の強化	<p>大規模地震をはじめとする大規模災害の発生に備え、諸対策及び諸準備（P J14）をするとともに、発災後、早期に県民が安心できる日常生活の回復を図るため、治安維持に必要なあらゆる活動に対し、警察の総合力を発揮し得る体制を構築し、大規模災害時の治安維持態勢の強化を図ります。</p>
336 災害時の道路確保体制の強化	<p>大規模地震などの災害に備え、応急復旧用備蓄基地の整備や道路パトロール車の更新・維持管理を行うことで、緊急時の迅速な行動、情報伝達の手段の確立を図ります。</p> <p>また、大規模地震などの災害時における迅速な被災地等への交通秩序を確立するため交通安全施設を整備します。</p>
337 被災建築物などの危険度判定実施体制の整備	<p>地震等による二次災害を防止するため、被災した建築物・宅地の危険度を判定する応急危険度判定士や、危険な斜面の点検を行う斜面判定士の養成を行うとともに、広域支援を含めた支援体制の整備を促進します。</p>
338 大規模災害後の復旧・復興対策の推進	<p>大規模災害が発生した際、速やかに復旧・復興が行えるよう事前対策を進めます。</p>
339 原子力災害対策の推進	<p>原子力事業所や原子力艦寄港地の周辺住民の安全を確保するため、国や市と連携した原子力災害対策を進めます。</p>

(4) 災害時医療システムの充実強化

災害時医療システムの充実強化に向けて、災害時に医療の拠点となる災害医療拠点病院の整備及び医療救護に係る関係者・機関の体制整備を促進するとともに、広域災害・救急医療情報システムの整備・充実を図ります。

340 災害時医療救護体制の整備	災害時における負傷者等の迅速かつ効率的な搬送等医療救護体制の整備に向けて、災害医療拠点病院の整備促進（P J 14）、災害時医療活動訓練、研修会の実施、災害医療拠点病院と自治体間のネットワーク化の促進及び医薬品の確保と供給体制の整備などを図ります。
341 広域災害・救急医療情報システムの整備・充実	広域災害・救急医療情報システムを活用して、災害時における被災医療機関の要請情報や非被災医療機関の支援情報を迅速に把握し、被災地への医療救護活動に活用します。

(5) 国民保護対策などの充実強化

「神奈川県国民保護計画*」に基づき、国民保護措置の実施体制の整備などを進めるとともに、「神奈川県危機管理対処方針」に基づき、想定される各種の危機事象に応じたマニュアルなどを策定します。

342 国民保護対策の推進	武力攻撃事態等において、県民の生命、身体及び財産を保護する国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるよう体制整備や普及啓発などを行います。
343 危機管理体制の強化	県民等に重大な被害、損害を及ぼす事件、事故などが発生した場合、又はそのおそれがある場合に、県民等の生命、身体及び財産を守るため、危機管理体制の充実・強化を図ります。

3 生活の安心の確保

(1) 安全で安心できる食の確保

県民の食の安全を確保するため、生産者や食品事業者の自主的な取組みに対する支援や製造・流通段階における食品の検査及び監視を充実し、食に関する情報提供・意見交換の促進を図ります。

344 安全で安心な食の確保 (P J 15)	生産者・食品事業者の自主的な取組みの促進による安全・安心な食の確保を図るとともに、新たに規制が強化された残留農薬等を中心とした食品の検査や、大規模な食品調理施設・製造施設等の監視指導の充実を図ります。また、食の安全・安心県民会議、シンポジウムの開催などにより、食に関する情報提供・意見交換の促進を図ります。
----------------------------	---

(2) 衛生的な生活環境の確保

公衆浴場や旅館等の入浴施設において、レジオネラ症*発生防止対策を推進することにより、衛生的な生活環境を確保します。

また、人と動物の共生を図るため、関係機関と連携し動物愛護思想の普及、適正飼養の推進に努めるとともに、新たに動物愛護管理計画の策定を進めます。

345 浴場のレジオネラ症発生防止対策の推進	旅館業の入浴施設及び公衆浴場におけるレジオネラ症の発生を防止するために、営業者に対する監督・指導を強化するとともに自主衛生管理の推進や県民への情報提供を行います。
------------------------	---

346 動物愛護管理の推進	「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物による危害防止、動物の適正飼養や動物愛護思想の普及啓発等を図り、人と動物の調和のとれた共生をめざします。
---------------	---

(3) 安全で安心できる消費生活などの確保

複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、かながわ中央消費生活センターの広域的・専門的な相談機能の強化により、県域全体における消費生活相談体制の充実や、消費者被害救済支援体制の充実を図ります。また、悪質事業者への指導の強化とともに、自分で考え行動できる「消費者力」を養うため、消費者教育の充実に取り組みます。さらに、貸金業者の業務適正化と、ヤミ金融被害の未然防止対策に取り組みます。

347 消費者被害などの未然防止と救済	かながわ中央消費生活センターにおける市町村消費生活相談窓口への支援・連携や、休日・夜間相談の実施等により相談体制を充実（PJ15）するとともに、民間団体や専門機関、警察などとの連携により、被害の未然防止と救済支援体制の充実を図ります。また、広域化する消費者被害への対応のため、近隣都県などのネットワークを活用し悪質事業者への指導を強化するとともに、出前講座の充実などによる消費者啓発や、生涯にわたる消費者教育を進めます。さらに、貸金業者の登録、指導・監督及びヤミ金融被害の未然防止対策を講じます。
---------------------	--

4 基地対策の推進

(1) 基地の整理・縮小・返還・周辺対策の促進

基地の整理・縮小・返還に向けて、基地関係市に対し支援・連携しながら、国及びアメリカ側に働きかけを行います。
また、住民生活に大きな影響を及ぼしている厚木基地空母艦載ジェット機による深刻な騒音被害の抜本的な解決に向けた取組みを進めるとともに、基地が返還されるまでの当面の対策として、周辺住民が安全で安心して暮らせる環境の確保を図るため、基地に起因する様々な問題に粘り強く取り組みます。

348 基地の整理・縮小及び返還の促進	神奈川では人口の密集している地域に15の米軍基地があり、県民生活やまちづくりに障害を与えていることから、基地の整理・縮小・返還を促進するため、地元市の意向ができるだけ反映されるよう、地元市に対し支援・連携しながら、国及びアメリカ側への働きかけを行います。
349 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保	在日米軍再編協議の最終報告で合意された厚木基地空母艦載ジェット機の移駐などの確実な実現に向けた取組みを進めます。また、基地が返還されるまでの当面の対策として、米軍との相互協力を図るとともに、米軍人等による事件・事故への適切な対応や日米地位協定の見直し及び運用改善について国への働きかけを行うほか、米軍との連絡会議を開催することなどにより、基地に起因する様々な問題に粘り強く取り組みます。

基地問題に係る取組み

本県には、都市化の進んだ地域に在日米海軍司令部、在日米陸軍司令部など、在日米軍の重要な基地を含め15の基地が所在し、県民生活に大きな影響を与えていることから、第2の基地県とされています。

こうした中で、2006年5月には在日米軍再編の最終報告が日米両国政府間で合意され、本県基地対策も大きな節目を迎えています。県は広域自治体として、地元市と連携し、着実に基地対策に取り組んでいきます。

《主な取組み》

基地の整理・縮小及び返還の促進に向けた取組み

引き続き、基地の整理・縮小・返還の促進を基本として取り組めます。特に返還合意されている横浜市内の5施設や相模総合補給廠などの早期返還を促進するとともに、基地負担の実態に応じた措置の充実などを国に働きかけます。

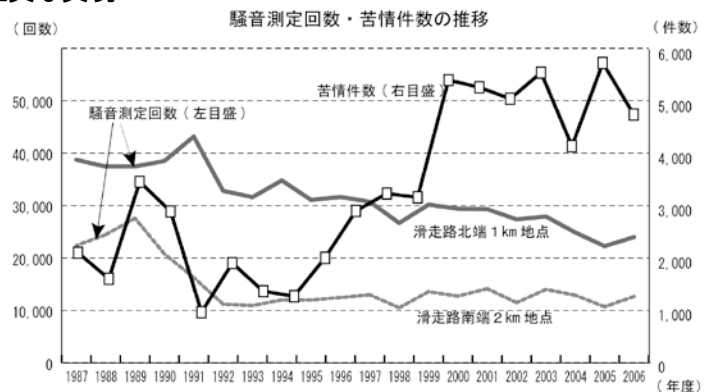
返還合意されている県内提供施設

	提供施設	返還市域	返還区分
1	根岸住宅地区	横浜市域	全部返還
2	富岡倉庫地区	横浜市域	全部返還
3	上瀬谷通信施設	横浜市域	全部返還
4	深谷通信所	横浜市域	全部返還
5	池子住宅地区及び海軍補助施設	横浜市域	一部返還
6	相模総合補給廠	相模原市域	一部返還
7	相模原住宅地区	相模原市域	一部返還
8	キャンプ座間	座間市域	一部返還

基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保に向けた取組み

■厚木基地空母艦載ジェット機の移駐等の確実な実現

空母艦載ジェット機等の移駐や恒常的訓練施設の確保を確実に実現するとともに、移駐までの間の騒音軽減を日米両国政府に働きかけます。



※苦情件数は、県及び厚木基地周辺12市に寄せられたもの。
 ※騒音測定回数は、70dB以上の騒音が5秒以上継続したときの回数。

(基地対策課調べ)

■原子力艦の安全対策の確保

原子力艦の安全航行確認のための放射能調査や災害対策の充実強化を国に働きかけるとともに、地元市が実施する防災訓練に参加するなど、万一の事故に備えます。

■事件・事故への適切な対応

事件・事故の再発防止に向け、国、米軍、地元市等による定期的協議を実施するとともに、再発防止を日米両国政府に働きかけます。

■日米地位協定の見直し

他の都道府県とも連携して日米地位協定の見直しを日米両国政府に働きかけます。

■米軍との相互協力の推進

災害時の在日米軍との相互応援体制を強化するとともに、相互理解を促進するため地元と米軍との交流を促進します。

